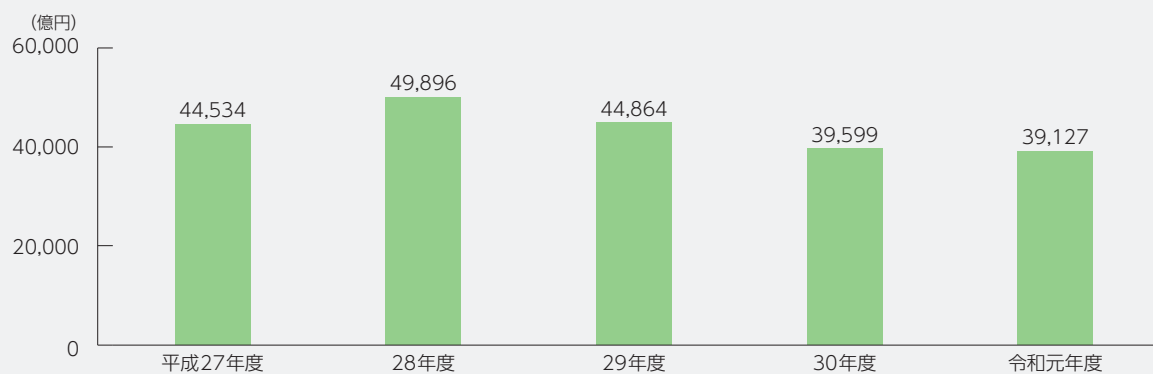


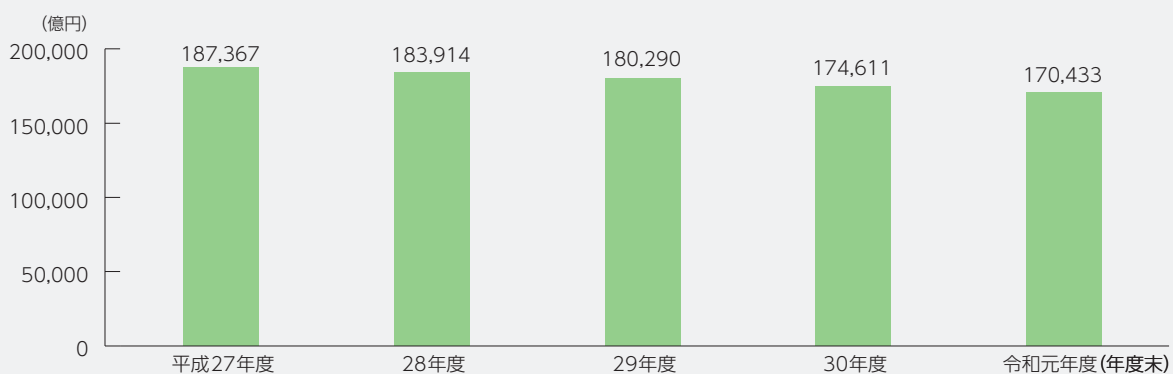
■ 資料編 ■

業務実績	82
財務の状況	95
参考情報	180
日本政策金融公庫法	187

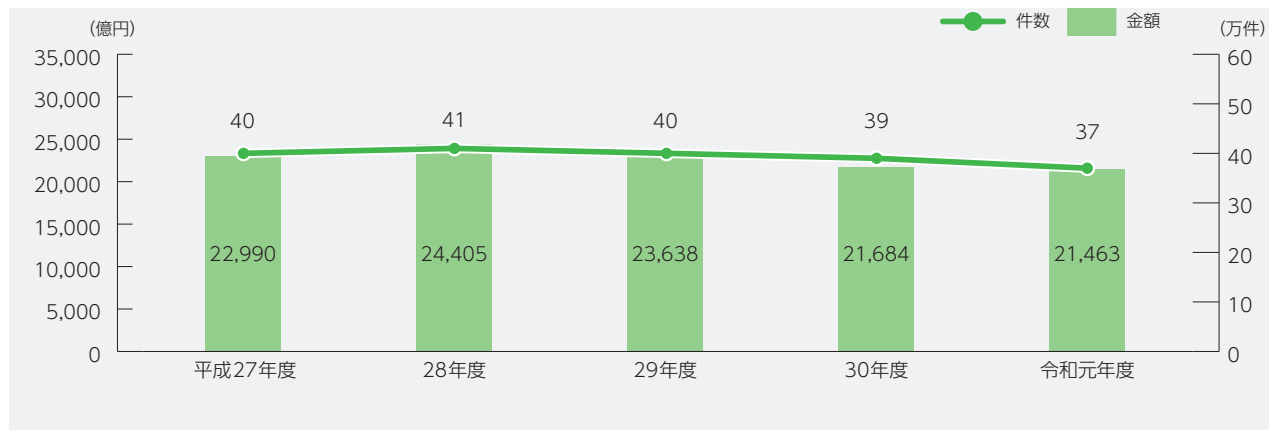
1 融資実績の推移



2 残高の推移

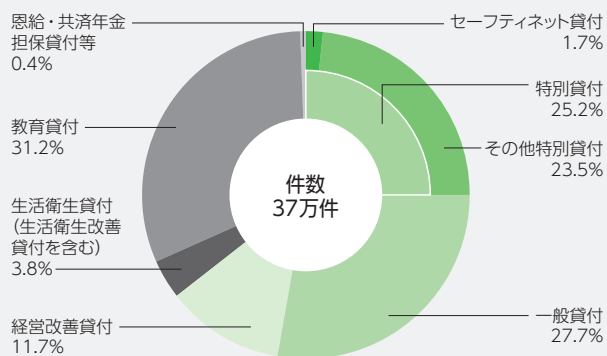


1 融資実績の推移

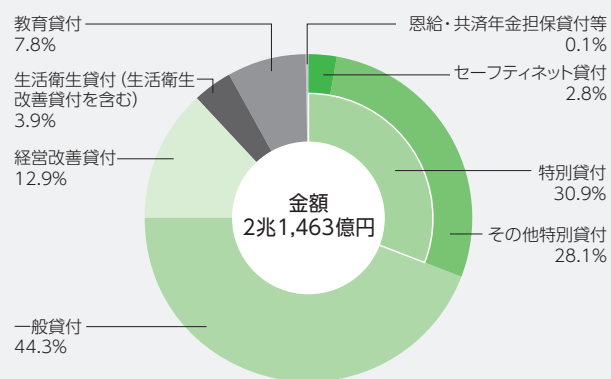


2 融資実績の内訳

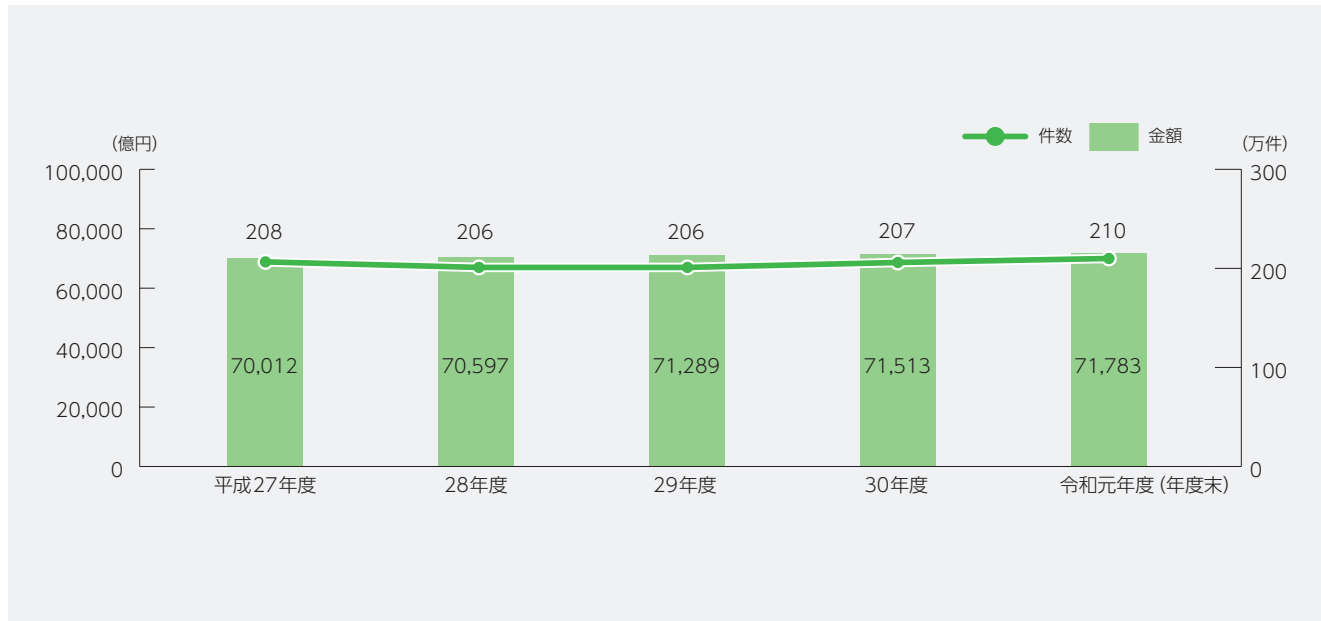
▼ 件数 (令和元年度)



▼ 金額 (令和元年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳(事業資金)

(単位:億円、%)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
製造業	6,446 (10.6)	6,238 (10.2)	6,062 (9.8)	5,861 (9.5)	5,742 (9.3)
卸売・小売業	13,809 (22.6)	13,590 (22.1)	13,465 (21.8)	13,181 (21.3)	12,936 (20.9)
飲食店、宿泊業	4,938 (8.1)	5,128 (8.3)	5,327 (8.6)	5,479 (8.9)	5,807 (9.4)
サービス業	14,038 (23.0)	14,341 (23.3)	14,725 (23.8)	15,011 (24.2)	15,254 (24.6)
建設業	8,846 (14.5)	9,003 (14.6)	9,168 (14.8)	9,195 (14.9)	9,111 (14.7)
その他	12,991 (21.3)	13,161 (21.4)	13,158 (21.3)	13,177 (21.3)	13,136 (21.2)
合計	61,071 (100.0)	61,464 (100.0)	61,908 (100.0)	61,906 (100.0)	61,988 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 3. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
飲食店関係営業	1,387 (47.9)	1,480 (49.4)	1,591 (50.8)	1,697 (51.7)	1,780 (51.9)
美容業	583 (20.1)	613 (20.4)	656 (21.0)	699 (21.3)	731 (21.3)
旅館業	501 (17.3)	498 (16.6)	488 (15.6)	494 (15.1)	539 (15.7)
理容業	197 (6.8)	194 (6.5)	194 (6.2)	194 (5.9)	194 (5.7)
浴場業	118 (4.1)	103 (3.5)	95 (3.0)	87 (2.7)	80 (2.4)
クリーニング業	73 (2.5)	71 (2.4)	71 (2.3)	69 (2.1)	67 (2.0)
食肉販売業	21 (0.7)	24 (0.8)	24 (0.8)	26 (0.8)	24 (0.7)
興行場営業	9 (0.3)	8 (0.3)	6 (0.2)	8 (0.3)	5 (0.2)
その他	4 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	4 (0.1)	3 (0.1)
合計	2,897 (100.0)	2,998 (100.0)	3,133 (100.0)	3,280 (100.0)	3,428 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
運転	38,607 (63.2)	38,712 (63.0)	39,140 (63.2)	38,807 (62.7)	38,918 (62.8)
設備	22,463 (36.8)	22,751 (37.0)	22,767 (36.8)	23,099 (37.3)	23,070 (37.2)
合計	61,071 (100.0)	61,464 (100.0)	61,908 (100.0)	61,906 (100.0)	61,988 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
2. ()内は、構成比です。

7 融資先数

(単位:先)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
融資先数	886,207	880,104	879,639	881,622	881,026

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1先あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
1先あたりの平均融資残高	6,891	6,983	7,037	7,021	7,036

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
教育貸付	8,824	9,034	9,300	9,532	9,736
恩給・共済年金担保貸付	116	97	79	73	58

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
300万円以下	89,022 (33.9)	90,876 (32.8)	89,410 (33.2)	88,280 (34.3)	87,643 (34.2)
300万円超500万円以下	52,323 (19.9)	56,115 (20.2)	54,534 (20.2)	53,659 (20.8)	52,774 (20.6)
500万円超800万円以下	35,667 (13.6)	37,288 (13.5)	35,830 (13.3)	34,829 (13.5)	34,586 (13.5)
800万円超	85,679 (32.6)	92,945 (33.5)	89,603 (33.3)	80,872 (31.4)	80,994 (31.6)
合計	262,691 (100.0)	277,224 (100.0)	269,377 (100.0)	257,640 (100.0)	255,997 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。

2. ()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4人以下	186,137 (70.9)	197,007 (71.1)	192,794 (71.6)	172,541 (67.0)	166,749 (65.1)
5人～9人	49,279 (18.8)	51,279 (18.5)	48,486 (18.0)	51,002 (19.8)	51,647 (20.2)
10人～19人	18,411 (7.0)	19,550 (7.1)	19,046 (7.1)	21,541 (8.4)	23,108 (9.0)
20人以上	8,861 (3.4)	9,386 (3.4)	9,047 (3.4)	12,555 (4.9)	14,489 (5.7)
合計	262,688 (100.0)	277,222 (100.0)	269,373 (100.0)	257,639 (100.0)	255,993 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

2. ()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

(単位:件、%)

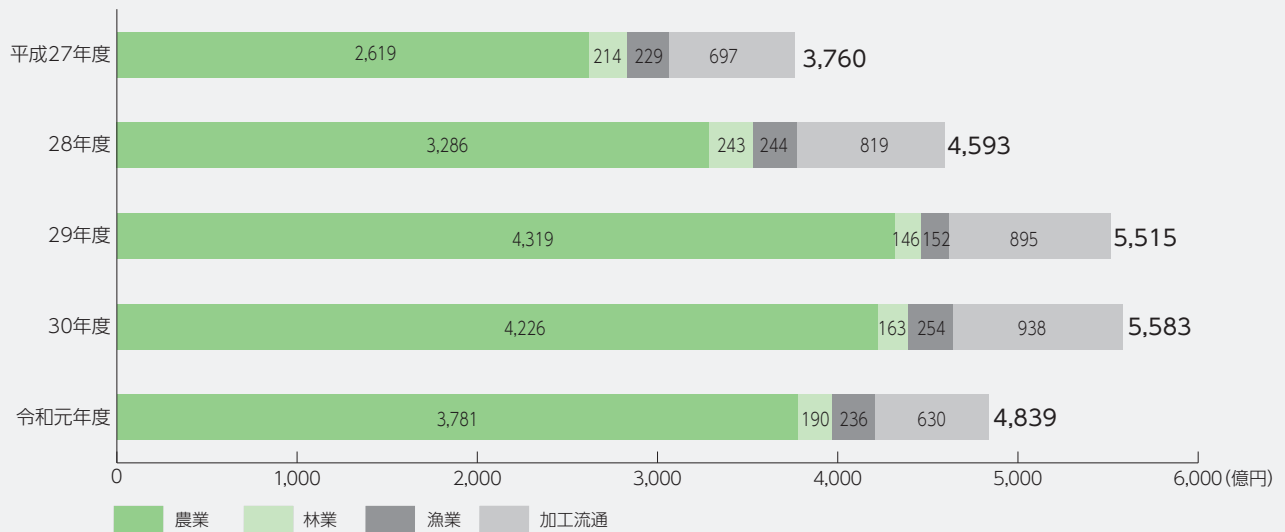
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
無担保融資		213,575 (81.3)	229,665 (82.9)	230,263 (85.5)	223,271 (86.7)	223,441 (87.3)
不動産等担保融資	不動産（一部担保を含む）	49,018 (18.7)	47,488 (17.1)	39,054 (14.5)	34,323 (13.3)	32,522 (12.7)
	有価証券	16 (0.0)	21 (0.0)	10 (0.0)	10 (0.0)	4 (0.0)
	信用保証協会	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計		262,609 (100.0)	277,174 (100.0)	269,327 (100.0)	257,604 (100.0)	255,967 (100.0)

(注) 1. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

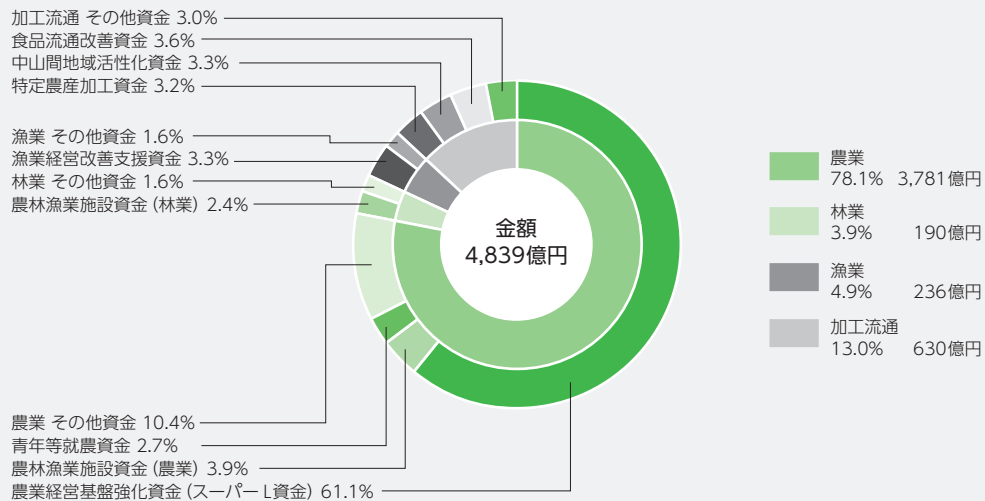
2. ()内は構成比です。

3. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

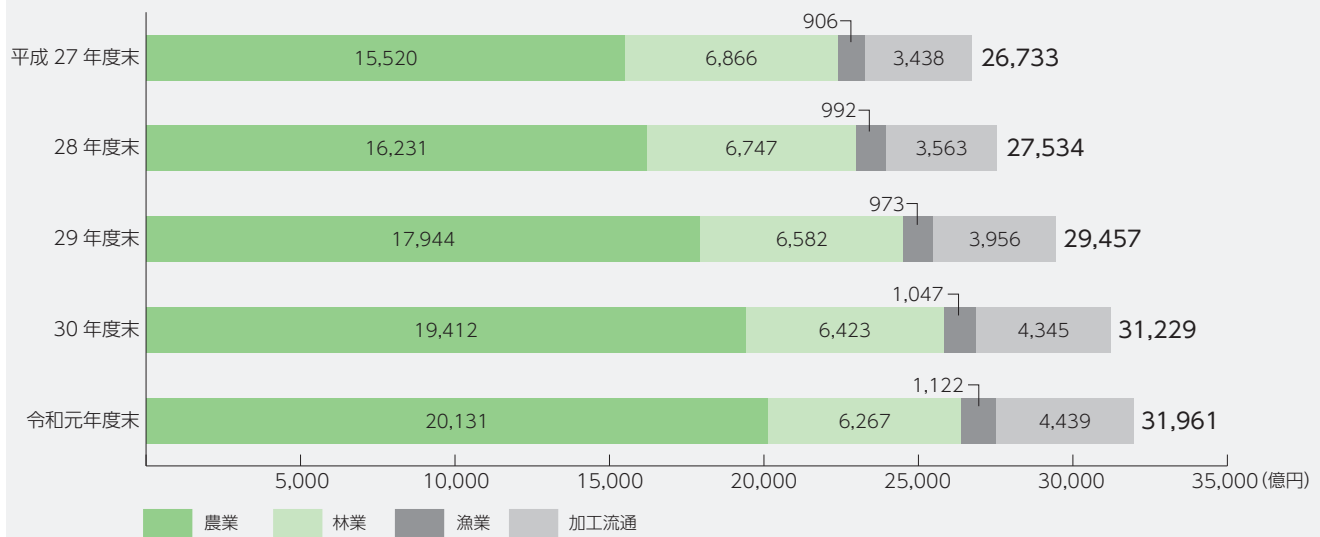
1 融資実績の推移



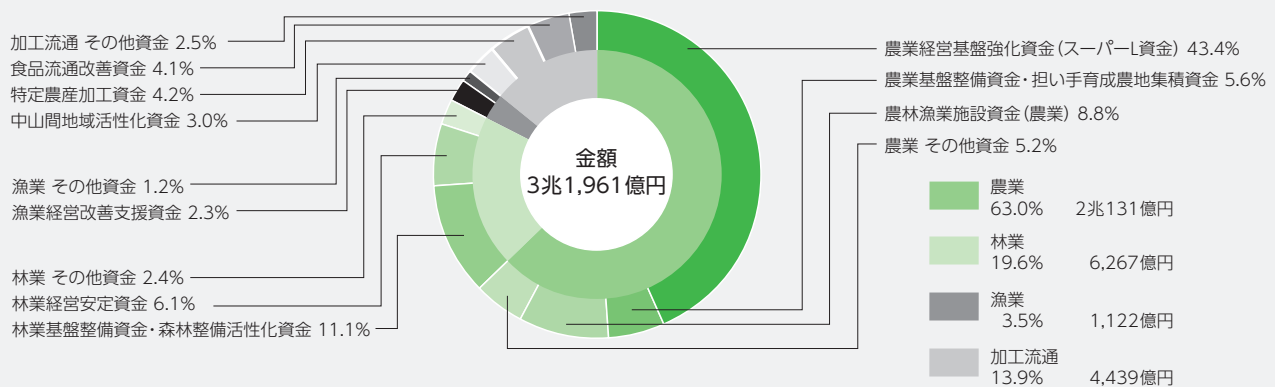
2 融資実績の内訳(令和元年度)



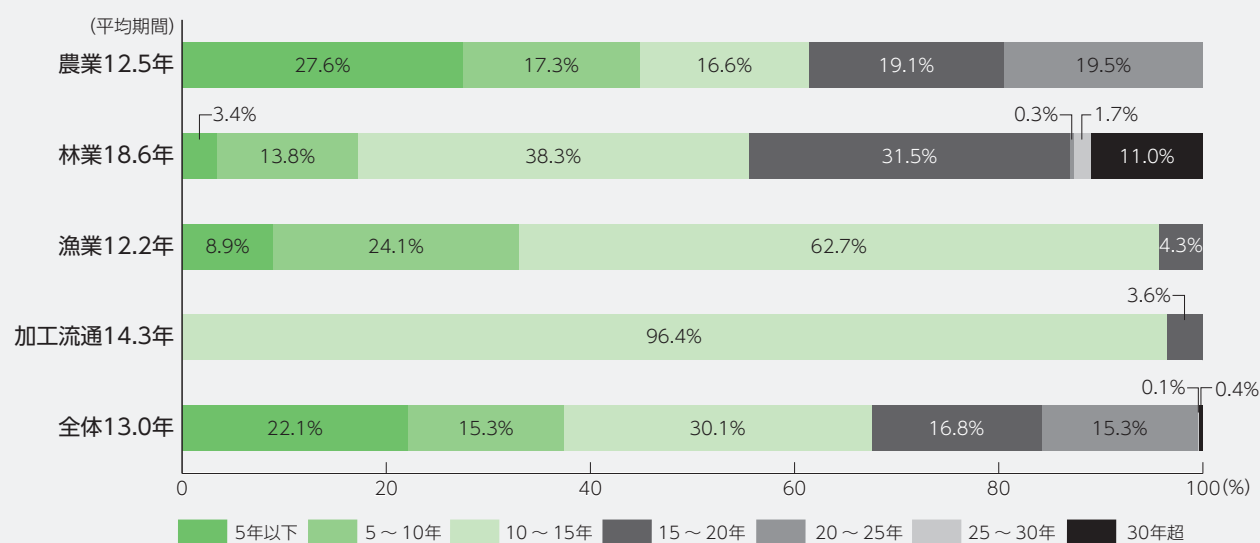
3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別・資金使途別内訳 (令和元年度末)

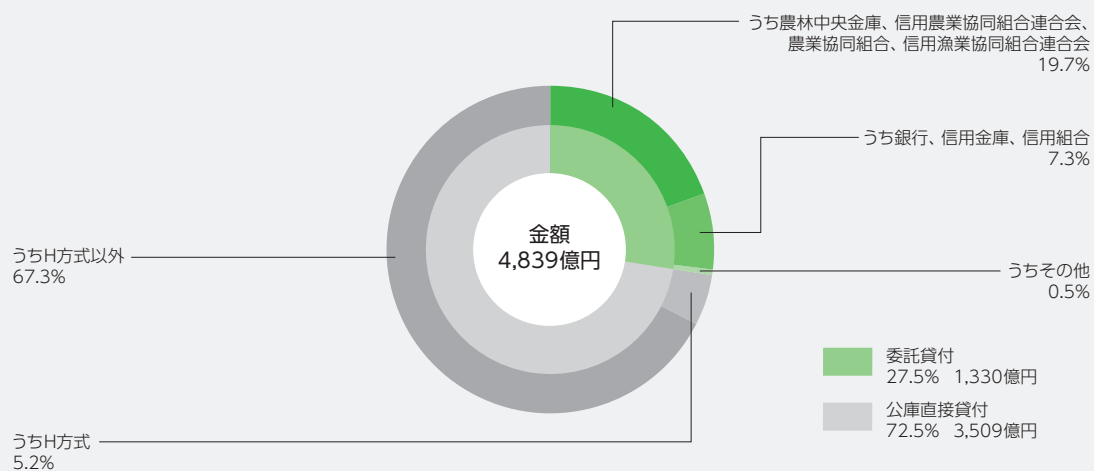


5 返済期間別の融資状況（令和元年度）



(注) 融資金額により集計しています。

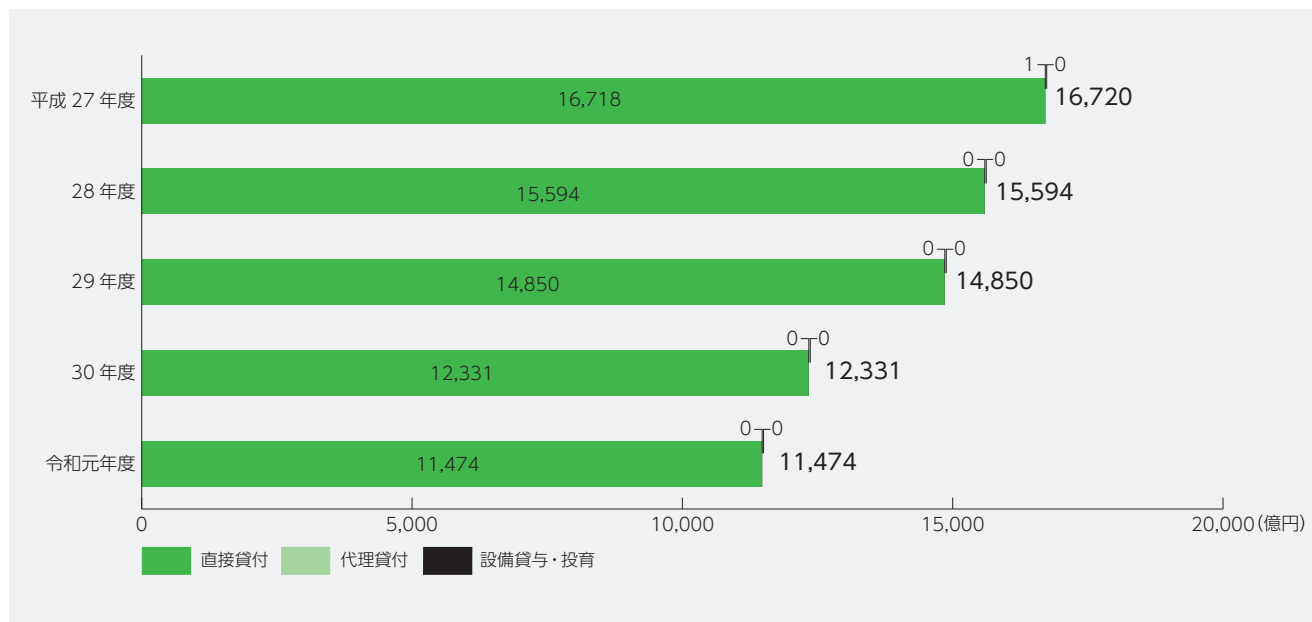
6 取扱金融機関別の融資状況（令和元年度）



(注) H方式とは、公庫直接貸付の事務の一部を農業協同組合や銀行、信用金庫などに委託する貸付方式です。

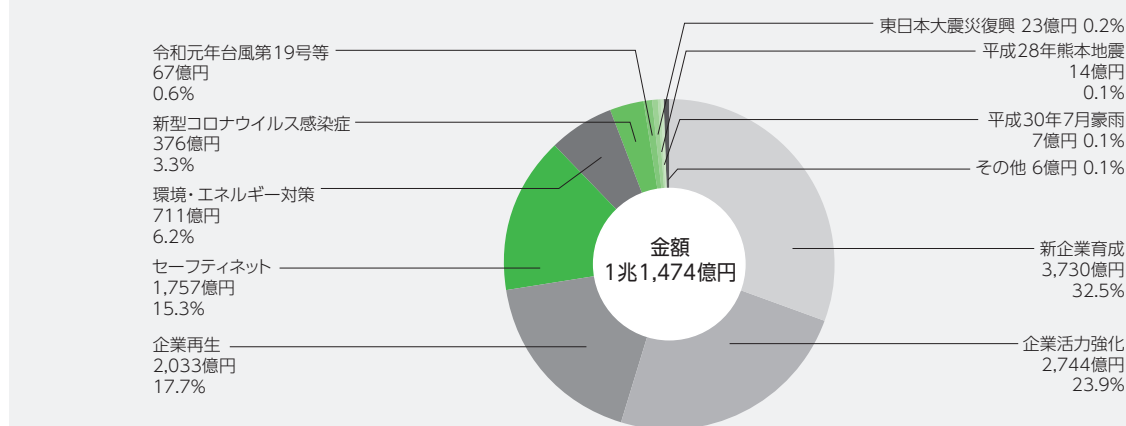
I. 融資業務

1 融資実績の推移



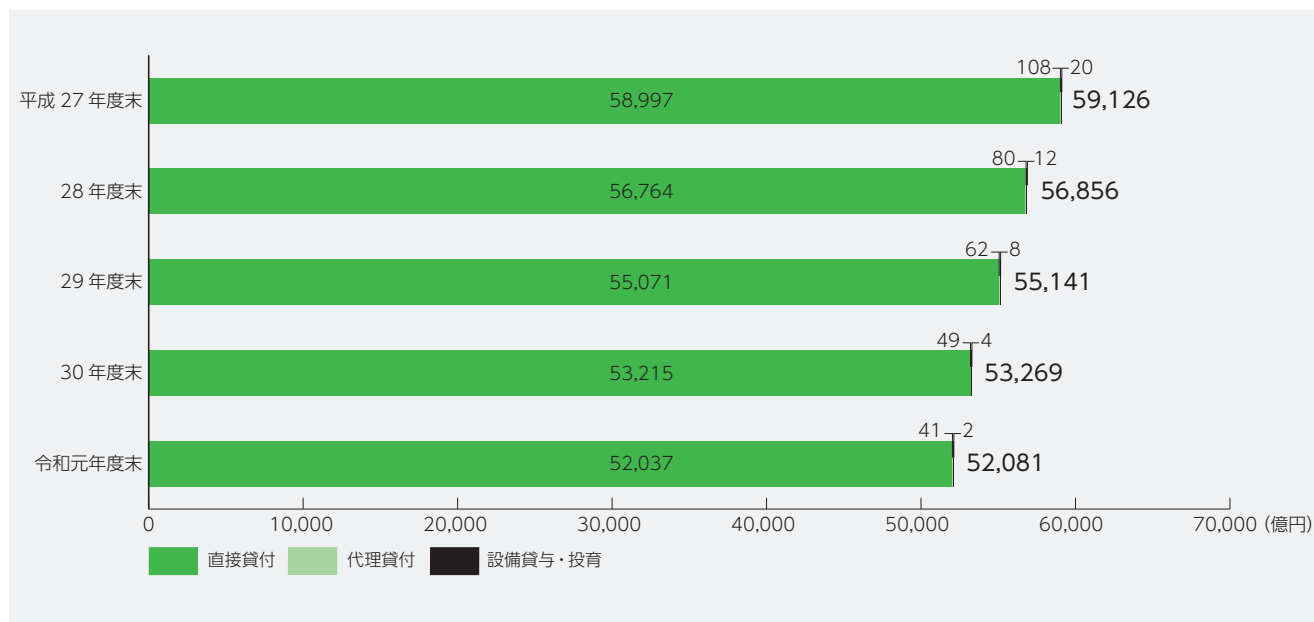
2 融資実績の内訳

▼ 金額 (令和元年度)



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円、%)

	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
製造業	27,729 (46.9)	26,752 (47.1)	25,881 (46.9)	24,871 (46.7)	23,874 (45.8)
建設業	2,744 (4.6)	2,602 (4.6)	2,559 (4.6)	2,521 (4.7)	2,494 (4.8)
物品販売業	9,855 (16.7)	9,201 (16.2)	8,955 (16.2)	8,343 (15.7)	7,871 (15.1)
運輸・情報通信業	5,409 (9.2)	5,389 (9.5)	5,356 (9.7)	5,382 (10.1)	5,499 (10.6)
サービス業	6,186 (10.5)	6,010 (10.6)	5,818 (10.6)	5,842 (11.0)	6,125 (11.8)
その他	7,180 (12.1)	6,887 (12.1)	6,562 (11.9)	6,302 (11.8)	6,211 (11.9)
合計	59,106 (100.0)	56,844 (100.0)	55,133 (100.0)	53,264 (100.0)	52,079 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
運転	37,420 (63.3)	34,972 (61.5)	33,211 (60.2)	30,135 (56.6)	27,852 (53.5)
設備	21,686 (36.7)	21,872 (38.5)	21,922 (39.8)	23,128 (43.4)	24,226 (46.5)
合計	59,106 (100.0)	56,844 (100.0)	55,133 (100.0)	53,264 (100.0)	52,079 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

6 融資先数

(単位:先)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
融資先数	45,583	44,665	44,145	43,929	44,102

(注)直接貸付先数です。

7 1先あたりの平均融資残高

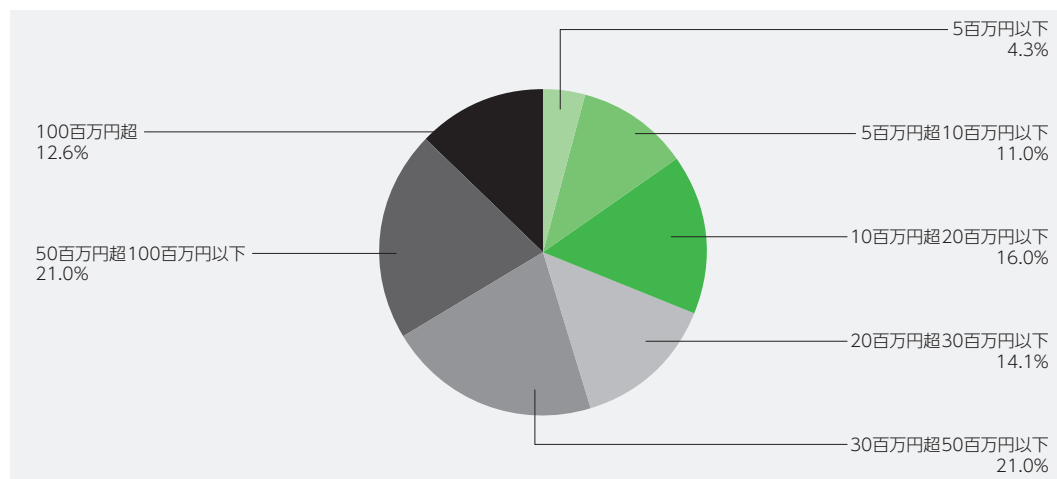
(単位:百万円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
1先あたりの平均融資残高	129	127	124	121	117

(注)直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

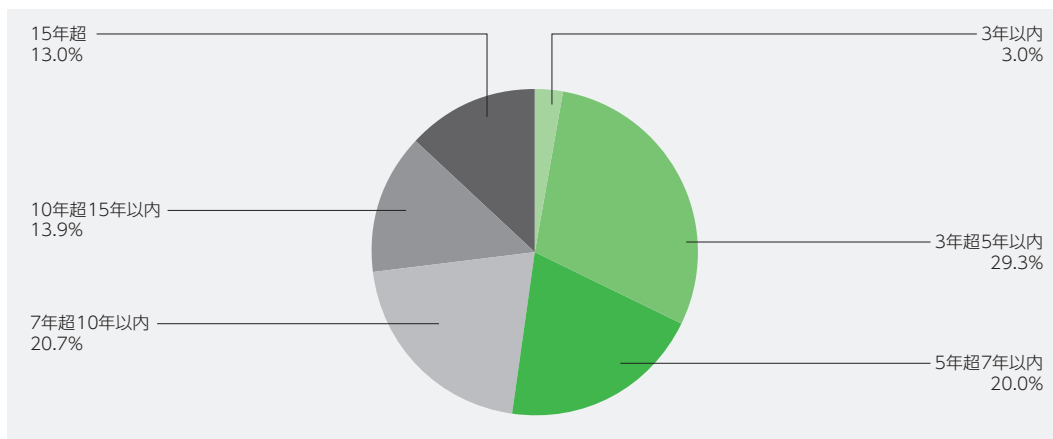
▼ 融資割合(内訳) (令和元年度)



(注)件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合（内訳）（令和元年度）



（注）金額構成比。融資には、社債を含みます。

II．信用保険業務

（単位：億円）

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保険引受額・貸付額					
中小企業信用保険	85,614	81,011	76,355	77,072	83,243
信用保証協会貸付	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	—	—	—	—
保険引受残高・貸付残高					
中小企業信用保険	260,111	240,936	224,010	212,640	212,448
信用保証協会貸付	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	0	0	0	0	0
機械類信用保険	11	7	4	—	—

（注）1.機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。
2.保険引受残高・貸付残高については令和2年3月31日時点のものです。

III．証券化支援業務

（単位：億円）

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資金供給支援額					
買取型	121	257	270	345	332
保証型	—	—	—	—	—
資金供給支援残高					
買取型	121	337	501	672	783
保証型	—	—	—	—	—
資産担保証券等保有残高、保証債務残高					
買取型（資産担保証券等保有残高）	43	121	151	181	174
買取型（資産担保証券等保証債務残高）	15	37	66	103	149
保証型（貸付債権保証債務残高）	0	0	0	0	0
スタンドバイ・クレジット制度（保証債務残高）	44	46	53	52	47

（注）1.買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。
2.保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。
3.資産担保証券等保有残高は、証券化支援業務・買取型における資産担保証券・信託受益権のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。
4.スタンドバイ・クレジット制度は、経営強化法、地域資源活用促進法、農商工等連携促進法、農業競争力強化支援法及び食品等流通法により、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号に掲げる業務とみなされる債務の保証業務です。
5.資産担保証券等保有残高、保証債務残高については令和2年3月31日時点のものです。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度 下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78	109	124	110	54	126	49	27

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和2年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 2. 損害担保のうち、
 貸付け等の実績は、指定金融機関が令和2年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和2年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
 出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
 3. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和元年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ツーステップ・ローン	200	13	78	106	29	11	10	5	—	—

- (注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和2年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

事業再編促進円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ツーステップ・ローン	—	250	—	200	—	—	—	—	1,000

- (注) 1. 事業再編促進円滑化業務は、平成26年1月20日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和2年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です(事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付けで「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したものと)。

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条及び会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条及び会社法第436条第2項第1号の規定によりEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第12期末(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,401,127	借入金	12,810,374
現金	24	借入金	12,810,374
預け金	4,401,103	社債	1,410,475
有価証券	41,931	寄託金	27,032
国債	21,180	保険契約準備金	773,166
社債	17,525	その他負債	19,725
株式	2,037	未払費用	6,581
その他の証券	1,187	前受収益	951
貸出金	16,680,995	金融派生商品	57
証書貸付	16,680,995	リース債務	2,465
その他資産	37,882	その他の負債	9,668
前払費用	110	賞与引当金	5,345
未収収益	17,342	役員賞与引当金	24
代理店貸	2,073	退職給付引当金	88,748
その他の資産	18,355	役員退職慰労引当金	60
有形固定資産	194,629	補償損失引当金	25,652
建物	51,931	支払承諾	100,967
土地	139,237	負債の部合計	15,261,572
リース資産	2,137	(純資産の部)	
建設仮勘定	319	資本金	4,324,220
その他の有形固定資産	1,002	資本剰余金	2,233,784
無形固定資産	15,741	経営改善資金特別準備金	181,500
ソフトウェア	10,665	資本準備金	2,052,284
リース資産	63	利益剰余金	△781,227
その他の無形固定資産	5,012	利益準備金	291,637
支払承諾見返	100,967	その他利益剰余金	△1,072,864
貸倒引当金	△434,924	繰越利益剰余金	△1,072,864
		株主資本合計	5,776,777
		純資産の部合計	5,776,777
資産の部合計	21,038,349	負債及び純資産の部合計	21,038,349

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	469,463
資金運用収益	212,345
貸出金利息	211,707
有価証券利息配当金	225
預け金利息	384
その他の受入利息	28
役務取引等収益	1,391
損害担保補償料	834
その他の役務収益	557
保険引受収益	194,860
保険料	122,704
責任共有負担金収入	6,888
保険契約準備金戻入額	65,267
政府補給金収入	54,732
一般会計より受入	54,715
特別会計より受入	17
その他経常収益	6,133
償却債権取立益	910
株式等売却益	81
その他の経常収益	5,141
経常費用	498,790
資金調達費用	38,368
コールマネー利息	△7
借入金利息	33,640
社債利息	4,707
その他の支払利息	27
役務取引等費用	3,496
その他の役務費用	3,496
保険引受費用	189,340
保険金	261,285
回収金	△71,944
その他業務費用	3,547
外国為替売買損	340
社債発行費償却	457
利子補給金	2,750
営業経費	120,380
その他経常費用	143,656
貸倒引当金繰入額	114,915
補償損失引当金繰入額	9,507
貸出金償却	14,338
その他の経常費用	4,894
経常損失	29,326
特別利益	104
固定資産処分益	104
特別損失	423
固定資産処分損	252
減損損失	171
当期純損失	29,646

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		経営改善 資金特別 準備金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,195,898	181,500	1,988,384	2,169,884	199,537	△951,080	△751,542	5,614,239	5,614,239
当期変動額									
新株の発行	128,322		63,900	63,900				192,222	192,222
準備金繰入					92,113	△92,113	－	－	－
準備金取崩					△13	13	－	－	－
国庫納付						△38	△38	△38	△38
当期純損失						△29,646	△29,646	△29,646	△29,646
当期変動額合計	128,322	－	63,900	63,900	92,100	△121,784	△29,684	162,537	162,537
当期末残高	4,324,220	181,500	2,052,284	2,233,784	291,637	△1,072,864	△781,227	5,776,777	5,776,777

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上してお

り、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は217,708百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払準備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額 2,030百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定4,944百万円、農林水産業者向け業務勘定1,273百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定2,943百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定104,517百万円、農林水産業者向け業務勘定53,539百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定451,356百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定30百万円及び農林水産業者向け業務勘定720百万円であります。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定414,525百万円、農林水産業者向け業務勘定19,183百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定71,802百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、国民一般向け業務勘定524,017百万円、農林水産業者向け業務勘定74,717百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定526,102百万円あります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は145,333百万円あります。
- 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を社債1,410,475百万円の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 35,848百万円
- 損害担保契約の補償引受額
補償引受残高(35,882件) 472,557百万円
補償損失引当金 25,652百万円
差引額 446,905百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

- 関係会社との取引による収益
その他経常取引に係る収益総額 0百万円
- 関係会社との取引による費用
その他の取引に係る費用総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,337,226,107,741	192,222,000,000	—	10,529,448,107,741

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 192,222,000,000株

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。
当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。
また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されていません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)

を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補充して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化するや与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

へ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考え

られますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性及び事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先の取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は18,358百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、17,393百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性が

あります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は12,625百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、11,251百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定は債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は34,338百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,245百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの

統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化の方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は1,567百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,413百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させているほか、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注3)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,401,127	4,407,573	6,445
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,208	22,484	1,276
その他有価証券	0	0	-
(3) 貸出金	16,173,188		
貸倒引当金 ^(※1)	△ 244,187		
	15,929,000	16,565,689	636,688
資産計	20,351,336	20,995,747	644,411
(1) 借入金	12,656,782	12,807,845	151,063
(2) 社債	1,410,475	1,433,778	23,303
負債計	14,067,257	14,241,624	174,366
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(57)	(57)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(57)	(57)	-

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利息の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利息の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

固定金利が適用される貸出金は、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利息の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当事項はありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利息の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利息の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりであります。

補償引受残高 472,557百万円
補償損失引当金 25,652百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(※1)	2,037
②社債(特定資産担保証券) ^(※2)	17,497
③組合出資金 ^(※3)	1,187
④証書貸付(資本性劣後ローン) ^(※4)	507,807
⑤一般会計借入金 ^(※5)	131,300
⑥産業投資借入金 ^(※6)	22,292
合計	682,122

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握することは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(※3) 組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(※4) 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※5) 国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※6) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	3,486,003	140,000	775,100	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	18	—	—	—	—	21,078
貸出金 ^(※2)	3,209,271	5,247,073	3,286,848	1,855,319	1,466,845	1,443,642
合計	6,695,292	5,387,073	4,061,948	1,855,319	1,466,845	1,464,720

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない171,993百万円は含めておりません。

(注5) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(※)	2,867,242	4,590,422	2,606,410	1,160,130	872,674	582,194
社債	295,000	480,000	280,000	150,000	170,000	35,000
合計	3,162,242	5,070,422	2,886,410	1,310,130	1,042,674	617,194

(※) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,180	22,456	1,276
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	28	28	—
合計		21,208	22,484	1,276

2. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(令和2年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	191,500	191,501	△1

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	7
債券 社債	17,497
その他	1,187
合計	18,692

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2	2	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	173,252百万円
勤務費用	6,120
利息費用	173
数理計算上の差異の発生額	4,985
退職給付の支払額	△9,161
過去勤務費用の発生額	—
その他	—
退職給付債務の期末残高	<u>175,370</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	62,635百万円
期待運用収益	1,252
数理計算上の差異の発生額	△2,642
事業主からの拠出額	2,910
退職給付の支払額	△3,306
その他	—
年金資産の期末残高	<u>60,848</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	85,458百万円
年金資産	<u>△60,848</u>
	24,610
非積立型制度の退職給付債務	<u>89,911</u>
未積立退職給付債務	114,522
未認識数理計算上の差異	△30,713
未認識過去勤務費用	4,940
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>88,748</u>
退職給付引当金	88,748
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>88,748</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	6,120百万円
利息費用	173
期待運用収益	△1,252
数理計算上の差異の費用処理額	4,290
過去勤務費用の費用処理額	△1,349
その他	—

確定給付制度に係る退職給付費用 7,982

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率	0.1%
② 長期期待運用収益率	2.0%
③ 予想昇給率	1.5%～6.2%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は372百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,016百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	27百万円

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接96.77%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	190,893	—	—
				政府補給金収入	15,202	—	—
				資金の受入 ^(注4)	3,206,500	借入金	12,663,855
				借入金の返済	3,276,583		
				借入金利息の支払	33,668	未払費用	4,743
				資金の預託 ^(注5)	6,235,400	預け金	3,368,800
				資金の払戻	6,302,400		
				社債への被保証 ^(注6)	715,491	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣)	0.05%
農林水産省(農林水産大臣)	0.38%
経済産業省(経済産業大臣)	2.80%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受	329百万円
経済産業省 増資の引受	1,000百万円
厚生労働省 政府補給金収入	3,190百万円
農林水産省 政府補給金収入	16,039百万円
経済産業省 政府補給金収入	75百万円
資源エネルギー庁 政府補給金収入	0百万円
中小企業庁 政府補給金収入	20,223百万円
農林水産省 借入金の返済	4,557百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円54銭
1株当たりの当期純損失金額	0円0銭

(重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和2年5月19日開催の取締役会決議により、令和2年6月9日付で次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

新株式の発行の概要

1. 国民一般向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式573,513,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	573,513,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	573,513,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	新型コロナウイルス感染症特別貸付等の拡充に係るもの

2. 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式16,359,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	16,359,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	16,359,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	青年等就農資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対する融資の特例の実施に係るもの

3. 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式398,000,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	398,000,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	398,000,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	新型コロナウイルス感染症特別貸付等の拡充に係るもの

4. 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式43,500,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	43,500,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	43,500,000,000円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの

5. 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式10,576,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	10,576,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	10,576,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの及び「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る危機認定に関する業務の実施に係るもの

第12期末(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	335,150	借入金	5,753,200
現金	17	借入金	5,753,200
預け金	335,132	社債	650,416
貸出金	7,033,617	その他負債	9,072
証書貸付	7,033,617	未払費用	1,310
その他資産	10,304	リース債務	1,588
前払費用	15	その他の負債	6,173
未収収益	6,384	賞与引当金	3,243
代理店貸	675	役員賞与引当金	8
その他の資産	3,228	退職給付引当金	52,612
有形固定資産	96,580	役員退職慰労引当金	18
建物	29,731	負債の部合計	6,468,570
土地	64,632	(純資産の部)	
リース資産	1,395	資本金	1,223,643
建設仮勘定	117	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	703	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	8,505	利益剰余金	△507,369
ソフトウェア	4,968	その他利益剰余金	△507,369
リース資産	20	繰越利益剰余金	△507,369
その他の無形固定資産	3,516	株主資本合計	897,773
貸倒引当金	△117,813	純資産の部合計	897,773
資産の部合計	7,366,344	負債及び純資産の部合計	7,366,344

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	138,257
資金運用収益	112,610
貸出金利息	112,610
預け金利息	0
その他の受入利息	0
役務取引等収益	0
その他の役務収益	0
政府補給金収入	24,116
一般会計より受入	24,116
特別会計より受入	0
その他経常収益	1,530
償却債権取立益	404
その他の経常収益	1,126
経常費用	152,019
資金調達費用	4,159
コールマネー利息	△4
借入金利息	3,821
社債利息	342
役務取引等費用	545
その他の役務費用	545
その他業務費用	278
社債発行費償却	278
営業経費	72,644
その他経常費用	74,390
貸倒引当金繰入額	61,555
貸出金償却	12,711
その他の経常費用	123
経常損失	13,762
特別利益	98
固定資産処分益	98
特別損失	310
固定資産処分損	138
減損損失	171
当期純損失	13,974

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		経営改善資金 特別準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	1,166,433	181,500	181,500	△493,394	△493,394	854,538	854,538
当期変動額							
新株の発行	57,210					57,210	57,210
当期純損失				△13,974	△13,974	△13,974	△13,974
当期変動額合計	57,210	－	－	△13,974	△13,974	43,235	43,235
当期末残高	1,223,643	181,500	181,500	△507,369	△507,369	897,773	897,773

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は139,427百万円であります。

債権額から直接減額したもののについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号令和元年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号令和元年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号令和元年7月4日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,944百万円、延滞債権額は104,517百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は414,525百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は524,017百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は5,734百万円であります。

6. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は650,416百万円)の一般担保に供しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 20,337百万円

8. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,347,933,000,000	57,210,000,000	—	1,405,143,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 57,210,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められやすくなることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は18,358百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、17,393百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	335,150	335,150	—
(2)貸出金	7,011,697		
貸倒引当金 ^(*)	△105,015		
	6,906,681	7,126,686	220,004
資産計	7,241,831	7,461,836	220,004
(1)借入金	5,621,900	5,648,269	26,369
(2)社債	650,416	651,019	603
負債計	6,272,316	6,299,288	26,972

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1)借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)1}	21,920
②一般会計借入金 ^{(*)2}	131,300
合計	153,220

(*)1 挑戦支援資本強化特例制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	335,132	—	—	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	1,407,282	2,399,742	1,601,456	767,017	467,339	281,297
合計	1,742,415	2,399,742	1,601,456	767,017	467,339	281,297

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない109,481百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	1,500,161	2,325,014	1,270,733	298,625	174,378	52,989
社債	190,000	245,000	130,000	65,000	20,000	—
合計	1,690,161	2,570,014	1,400,733	363,625	194,378	52,989

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	105,597百万円
勤務費用	3,634
利息費用	105
数理計算上の差異の発生額	4,965
退職給付の支払額	△6,006
過去勤務費用の発生額	—
その他	3
退職給付債務の期末残高	<u>108,301</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	38,858百万円
期待運用収益	777
数理計算上の差異の発生額	△1,661
事業主からの拠出額	1,769
退職給付の支払額	△2,023
その他	2
年金資産の期末残高	<u>37,722</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	52,979百万円
年金資産	<u>△37,722</u>
	15,256
非積立型制度の退職給付債務	<u>55,322</u>
未積立退職給付債務	70,579
未認識数理計算上の差異	△21,715
未認識過去勤務費用	<u>3,749</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>52,612</u>
退職給付引当金	52,612
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>52,612</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3,634百万円
利息費用	105
期待運用収益	△777
数理計算上の差異の費用処理額	2,654
過去勤務費用の費用処理額	△925
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,691</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.1%～5.7%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は226百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接99.64%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	56,881	—	—
				政府補給金収入	15,147	—	—
				資金の受入 ^(注4)	1,872,000	借入金	5,621,900
				借入金の返済	1,617,418		
				借入金利息の支払	3,821	未払費用	747
				社債への被保証 ^(注5)	370,414	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.36%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受 329百万円

政府補給金収入 3,190百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

中小企業庁 政府補給金収入 5,778百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円63銭

1株当たりの当期純損失金額 0円1銭

(重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和2年5月19日開催の取締役会決議により、令和2年6月9日付で次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式573,513,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	573,513,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	573,513,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	新型コロナウイルス感染症特別貸付等の拡充に係るもの

第12期末(令和2年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	59,726	借入金	2,487,046
現金	1	借入金	2,487,046
預け金	59,725	社債	259,981
有価証券	3,217	寄託金	27,032
株式	2,030	その他負債	5,524
その他の証券	1,187	未払費用	3,976
貸出金	3,102,871	前受収益	9
証書貸付	3,102,871	リース債務	270
その他資産	9,361	その他の負債	1,267
前払費用	0	賞与引当金	662
未収収益	7,678	役員賞与引当金	8
代理店貸	1,397	退職給付引当金	11,128
その他の資産	284	役員退職慰労引当金	26
有形固定資産	32,847	支払承諾	2,887
建物	7,425	負債の部合計	2,794,298
土地	24,934	(純資産の部)	
リース資産	240	資本金	402,363
建設仮勘定	169	利益剰余金	2,642
その他の有形固定資産	77	利益準備金	2,642
無形固定資産	3,177	その他利益剰余金	△0
ソフトウェア	1,937	繰越利益剰余金	△0
リース資産	1	株主資本合計	405,005
その他の無形固定資産	1,238		
支払承諾見返	2,887		
貸倒引当金	△14,785	純資産の部合計	405,005
資産の部合計	3,199,304	負債及び純資産の部合計	3,199,304

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	43,287
資金運用収益	25,899
貸出金利息	25,898
預け金利息	0
その他の受入利息	0
役務取引等収益	40
その他の役務収益	40
政府補給金収入	16,002
一般会計より受入	15,986
特別会計より受入	16
その他経常収益	1,344
償却債権取立益	427
その他の経常収益	917
経常費用	43,239
資金調達費用	20,234
借入金利息	17,445
社債利息	2,789
役務取引等費用	2,488
その他の役務費用	2,488
その他業務費用	73
社債発行費償却	73
営業経費	15,498
その他経常費用	4,944
貸倒引当金繰入額	4,640
貸出金償却	98
その他の経常費用	205
経常利益	48
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	48
固定資産処分損	48
当期純損失	0

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	399,471	2,655	△13	2,642	402,114	402,114
当期変動額						
新株の発行	2,892				2,892	2,892
準備金取崩		△13	13	－	－	－
当期純損失			△0	△0	△0	△0
当期変動額合計	2,892	△13	12	△0	2,891	2,891
当期末残高	402,363	2,642	△0	2,642	405,005	405,005

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回

収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,880百万円であります。

債権額から直接減額したもののについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,030百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,273百万円、延滞債権額は53,539百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は720百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,183百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,717百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は86,406百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は259,981百万円)の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 5,049百万円

9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余金があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
その他経常取引に係る収益総額 0百万円
2. 関係会社との取引による費用
その他の取引に係る費用総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	399,471,700,000	2,892,000,000	—	402,363,700,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 2,892,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財政機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は12,625百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、11,251百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	59,726	59,726	—
(2) 有価証券 その他有価証券	0	0	—
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	3,100,966 △13,967		
	3,086,998	3,260,793	173,795
資産計	3,146,724	3,320,520	173,795
(1) 借入金	2,487,046	2,574,463	87,417
(2) 社債	259,981	279,081	19,100
負債計	2,747,027	2,853,544	106,517

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」及び「資産(3) 貸出金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式 ^(※1)	2,030
② 組合出資金 ^(※2)	1,187
③ 証書貸付(資本性劣後ローン) ^(※3)	1,905
合計	5,122

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(※3) 新規分野等挑戦型資本性貸付制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	59,725	—	—	—	—	—
貸出金 ^(※2)	365,917	624,638	468,676	385,212	443,779	775,480
合計	425,642	624,638	468,676	385,212	443,779	775,480

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない39,167百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	255,144	517,580	496,231	375,208	376,765	466,116
社債	45,000	50,000	30,000	20,000	80,000	35,000
合計	300,144	567,580	526,231	395,208	456,765	501,116

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(令和2年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	26,500	26,501	△1

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他	1,187

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,414百万円
勤務費用	742
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	476
退職給付の支払額	△846
過去勤務費用の発生額	—
その他	△1
退職給付債務の期末残高	<u>20,806</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,259百万円
期待運用収益	145
数理計算上の差異の発生額	△302
事業主からの拠出額	352
退職給付の支払額	△393
その他	△1
年金資産の期末残高	7,059

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	9,914百万円
年金資産	△7,059
	2,855
非積立型制度の退職給付債務	10,891
未積立退職給付債務	13,746
未認識数理計算上の差異	△3,241
未認識過去勤務費用	622
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,128
退職給付引当金	11,128
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,128

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	742百万円
利息費用	20
期待運用収益	△145
数理計算上の差異の費用処理額	456
過去勤務費用の費用処理額	△143
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	930

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.0%～6.2%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は45百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,016百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	27百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接90.30%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	2,892	—	—
				資金の受入 ^(注4)	355,500	借入金	2,471,827
				借入金の返済	249,569		
				借入金利息の支払	17,445	未払費用	3,079

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 9.70%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入 16,002百万円

借入金の返済 4,557百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000 ^(注1、2)	—	—

(注) 1. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円0銭
1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

(重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和2年5月19日開催の取締役会決議により、令和2年6月9日付で次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。
新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式 16,359,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	16,359,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	16,359,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	青年等就農資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対する融資の特例の実施に係るもの

第12期末(令和2年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	162,934	借入金	3,109,411
現金	4	借入金	3,109,411
預け金	162,929	社債	470,077
有価証券	36	その他負債	3,178
社債	28	未払費用	1,027
株式	7	前受収益	88
貸出金	5,083,789	金融派生商品	57
証書貸付	5,083,789	リース債務	529
その他資産	3,755	その他の負債	1,476
前払費用	3	賞与引当金	1,202
未収収益	2,955	役員賞与引当金	6
その他の資産	796	退職給付引当金	20,268
有形固定資産	47,378	役員退職慰労引当金	13
建物	11,003	支払承諾	19,619
土地	35,701	負債の部合計	3,623,778
リース資産	432	(純資産の部)	
建設仮勘定	32	資本金	1,703,937
その他の有形固定資産	207	利益剰余金	△309,618
無形固定資産	2,879	その他利益剰余金	△309,618
ソフトウェア	2,665	繰越利益剰余金	△309,618
リース資産	41	株主資本合計	1,394,318
その他の無形固定資産	172		
支払承諾見返	19,619		
貸倒引当金	△302,295	純資産の部合計	1,394,318
資産の部合計	5,018,097	負債及び純資産の部合計	5,018,097

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	80,812
資金運用収益	64,923
貸出金利息	64,921
有価証券利息配当金	0
預け金利息	1
その他の受入利息	0
役務取引等収益	131
その他の役務収益	131
政府補給金収入	14,391
一般会計より受入	14,390
特別会計より受入	0
その他経常収益	1,365
償却債権取立益	79
株式等売却益	81
その他の経常収益	1,204
経常費用	84,799
資金調達費用	5,666
コールマネー利息	△3
借入金利息	4,096
社債利息	1,572
役務取引等費用	58
その他の役務費用	58
その他業務費用	432
外国為替売買損	340
社債発行費償却	91
営業経費	27,303
その他経常費用	51,339
貸倒引当金繰入額	48,762
貸出金償却	1,529
その他の経常費用	1,048
経常損失	3,986
特別利益	6
固定資産処分益	6
特別損失	64
固定資産処分損	64
当期純損失	4,045

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	1,635,785	△ 305,572	△ 305,572	1,330,212	1,330,212
当期変動額					
新株の発行	68,152			68,152	68,152
当期純損失		△ 4,045	△ 4,045	△ 4,045	△ 4,045
当期変動額合計	68,152	△ 4,045	△ 4,045	64,106	64,106
当期末残高	1,703,937	△ 309,618	△ 309,618	1,394,318	1,394,318

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は71,400百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

- (2) 適用予定日
令和4年3月期の期首から適用します。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。
2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)
- (1) 概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。
- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。
- (2) 適用予定日
令和4年3月期の期首から適用します。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。
3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)
- (1) 概要
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。
- (2) 適用予定日
令和3年3月期の年度末から適用します。
4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)
- (1) 概要
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。
- (2) 適用予定日
令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,943百万円、延滞債権額は451,356百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は71,802百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は526,102百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することとはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は53,193百万円であります。

6. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、当業務勘定の発行する社債は470,077百万円）の一般担保に供しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 7,901百万円

8. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,635,785,000,000	68,152,000,000	—	1,703,937,000,000

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 68,152,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

（i）個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定は債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

□ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は34,338百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,245百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	162,934	162,934	—
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	28	28	—
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(※1)	4,599,808 △125,204		
	4,474,603	4,705,874	231,270
資産計	4,637,566	4,868,836	231,270
(1) 借入金	3,087,119	3,104,190	17,071
(2) 社債	470,077	473,696	3,618
負債計	3,557,196	3,577,886	20,690
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(57)	(57)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(57)	(57)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

固定金利が適用される貸出金は、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」、「資産(3) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(※1)	7
②証書貸付(資本性劣後ローン) ^(※2)	483,981
③産業投資借入金 ^(※3)	22,292
合計	506,281

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※3) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	162,929	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	18	—	—	—	—	10
貸出金 ^(※2)	1,107,678	1,572,523	985,122	564,062	454,197	376,861
合計	1,270,625	1,572,523	985,122	564,062	454,197	376,871

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない23,344百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	783,544	1,097,658	607,852	347,270	220,002	53,085
社債	51,000	169,800	114,200	65,000	70,000	—
合計	834,544	1,267,458	722,052	412,270	290,002	53,085

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	28	28	—

2. その他有価証券(令和2年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	7

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2	2	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	38,603百万円
勤務費用	1,449
利息費用	38
数理計算上の差異の発生額	△367
退職給付の支払額	△1,924
過去勤務費用の発生額	—
その他	△46
退職給付債務の期末残高	37,754

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	13,460百万円
期待運用収益	269
数理計算上の差異の発生額	△573
事業主からの拠出額	660
退職給付の支払額	△743
その他	△7
年金資産の期末残高	13,066

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,350百万円
年金資産	△13,066
	5,284
非積立型制度の退職給付債務	19,403
未積立退職給付債務	24,687
未認識数理計算上の差異	△4,890
未認識過去勤務費用	470
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,268
退職給付引当金	20,268
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,268

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,449百万円
利息費用	38
期待運用収益	△269
数理計算上の差異の費用処理額	1,007
過去勤務費用の費用処理額	△239
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	1,987

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は84百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接91.01%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	67,152	—	—
				資金の受入 ^(注4)	844,000	借入金	3,109,411
				借入金の返済	875,298		
				借入金利息の支払	4,096	未払費用	683
				社債への被保証 ^(注5)	345,077	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

経済産業省(経済産業大臣) 8.99%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 増資の引受 1,000百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

中小企業庁 政府補給金収入 14,390百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円81銭

1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

(重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和2年5月19日開催の取締役会決議により、令和2年6月9日付で次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。
新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式398,000,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	398,000,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	398,000,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	新型コロナウイルス感染症特別貸付等の拡充に係るもの

第12期末(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	16,381	社債	30,000
預け金	16,381	その他負債	118
有価証券	38,677	未払費用	0
国債	21,180	前受収益	117
社債	17,497	その他の負債	0
その他資産	115	賞与引当金	2
前払費用	90	役員賞与引当金	0
未収収益	8	退職給付引当金	46
その他の資産	16	役員退職慰労引当金	0
前払年金費用	2	支払承諾	78,460
支払承諾見返	78,460	負債の部合計	108,629
貸倒引当金	△30	(純資産の部)	
		資本金	24,476
		利益剰余金	501
		利益準備金	348
		その他利益剰余金	153
		繰越利益剰余金	153
		株主資本合計	24,977
		純資産の部合計	24,977
資産の部合計	133,606	負債及び純資産の部合計	133,606

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	682
資金運用収益	225
有価証券利息配当金	225
預け金利息	0
役務取引等収益	385
その他の役務収益	385
その他経常収益	71
貸倒引当金戻入益	42
その他の経常収益	29
経常費用	529
資金調達費用	3
社債利息	3
役務取引等費用	404
その他の役務費用	404
その他業務費用	13
社債発行費償却	13
営業経費	82
その他経常費用	25
その他の経常費用	25
経常利益	153
当期純利益	153

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	24,476	310	76	386	24,862	24,862
当期変動額						
準備金繰入		38	△38	－	－	－
国庫納付			△38	△38	△38	△38
当期純利益			153	153	153	153
当期変動額合計	－	38	76	114	114	114
当期末残高	24,476	348	153	501	24,977	24,977

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
----------	--

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会

計基準適用指針第30号令和2年3月31日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は30,000百万円)の一般担保に供しております。
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	—	—	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は1,567百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,413百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	16,381	16,381	—
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	21,180	22,456	1,276
資産計	37,561	38,837	1,276
社債	30,000	29,981	△18
負債計	30,000	29,981	△18

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

負 債

社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
①社債（特定資産担保証券） ^(※1)	17,497
②クレジット・デフォルト・スワップ ^(※2)	—
合計	17,497

（※1）社債（特定資産担保証券）については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債（特定資産担保証券）の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

（※2）クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照しており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※)	16,381	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	21,068
合計	16,381	—	—	—	—	21,068

（※）預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 社債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
社債	9,000	15,200	5,800	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（令和2年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,180	22,456	1,276

2. その他有価証券(令和2年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券 社債	17,497

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	48百万円
勤務費用	3
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	0
退職給付の支払額	△1
過去勤務費用の発生額	—
その他	22
退職給付債務の期末残高	73

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	9百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△1
事業主からの拠出額	1
退職給付の支払額	△0
その他	6
年金資産の期末残高	15

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	22百万円
年金資産	△15
	6
非積立型制度の退職給付債務	50
未積立退職給付債務	57
未認識数理計算上の差異	△12
未認識過去勤務費用	△0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	44
退職給付引当金	46
前払年金費用	△2
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	44

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	2
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	5

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円2銭
1株当たりの当期純利益金額	0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第12期末(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,084,299	保険契約準備金	773,166
預け金	3,084,299	その他負債	1,017
その他資産	14,269	未払費用	31
未収収益	69	リース債務	74
その他の資産	14,200	その他の負債	912
有形固定資産	17,819	賞与引当金	223
建物	3,771	役員賞与引当金	1
土地	13,968	退職給付引当金	4,583
リース資産	65	役員退職慰労引当金	1
その他の有形固定資産	14	負債の部合計	778,993
無形固定資産	1,145	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,085	資本剰余金	2,052,284
リース資産	0	資本準備金	2,052,284
その他の無形固定資産	59	利益剰余金	286,257
		利益準備金	288,646
		その他利益剰余金	△2,389
		繰越利益剰余金	△2,389
		株主資本合計	2,338,541
		純資産の部合計	2,338,541
資産の部合計	3,117,534	負債及び純資産の部合計	3,117,534

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	195,366
資金運用収益	340
預け金利息	340
保険引受収益	194,860
保険料	122,704
責任共有負担金収入	6,888
保険契約準備金戻入額	65,267
その他経常収益	165
その他の経常収益	165
経常費用	197,756
保険引受費用	189,340
保険金	261,285
回収金	△71,944
営業経費	5,019
その他経常費用	3,396
その他の経常費用	3,396
経常損失	2,389
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純損失	2,389

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
	資本 準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	1,988,384	1,988,384	196,571	92,075	288,646	2,277,030	2,277,030
当期変動額							
新株の発行	63,900	63,900				63,900	63,900
準備金繰入			92,075	△92,075	－	－	－
当期純損失				△2,389	△2,389	△2,389	△2,389
当期変動額合計	63,900	63,900	92,075	△94,464	△2,389	61,510	61,510
当期末残高	2,052,284	2,052,284	288,646	△2,389	286,257	2,338,541	2,338,541

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号令和元年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号令和元年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号令和元年7月4日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

- (2) 適用予定日
令和4年3月期の期首から適用します。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。
3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)
- (1) 概要
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。
- (2) 適用予定日
令和3年3月期の年度末から適用します。
4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)
- (1) 概要
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。
- (2) 適用予定日
令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。
なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,558百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

その他の経常費用には、保険料の返還金3,388百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,959,827,407,741	63,900,000,000	—	6,023,727,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 63,900,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。
当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	3,084,299	3,090,568	6,269

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	2,169,199	140,000	775,100	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	35,000	35,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	8,371百万円
勤務費用	277
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	△98
退職給付の支払額	△383
過去勤務費用の発生額	—

その他	21
退職給付債務の期末残高	8,197

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,000百万円
期待運用収益	60
数理計算上の差異の発生額	△99
事業主からの拠出額	120
退職給付の支払額	△145
その他	△0
年金資産の期末残高	2,935

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,122百万円
年金資産	△2,935
	1,187
非積立型制度の退職給付債務	4,075
未積立退職給付債務	5,262
未認識数理計算上の差異	△768
未認識過去勤務費用	89
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,583
退職給付引当金	4,583
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,583

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	277百万円
利息費用	8
期待運用収益	△60
数理計算上の差異の費用処理額	156
過去勤務費用の費用処理額	△38
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	344

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は15百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	63,900	—	—
				資金の預託 ^(注2)	5,335,400	預け金	2,978,800
				資金の払戻	5,402,400		

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円38銭
1株当たりの当期純損失金額	0円0銭

(重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和2年5月19日開催の取締役会決議により、令和2年6月9日付で次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。
新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式43,500,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	43,500,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	43,500,000,000円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの

第12期末(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	742,410	借入金	1,327,740
預け金	742,410	借入金	1,327,740
貸出金	1,327,740	その他負債	926
証書貸付	1,327,740	未払費用	171
その他資産	192	前受収益	735
未収収益	182	リース債務	2
その他の資産	10	その他の負債	17
有形固定資産	1	賞与引当金	7
リース資産	1	役員賞与引当金	0
無形固定資産	24	退職給付引当金	90
ソフトウェア	5	役員退職慰労引当金	0
リース資産	0	補償損失引当金	25,652
その他の無形固定資産	19	負債の部合計	1,354,417
前払年金費用	19	(純資産の部)	
		資本金	969,534
		利益剰余金	△253,562
		その他利益剰余金	△253,562
		繰越利益剰余金	△253,562
		株主資本合計	715,971
		純資産の部合計	715,971
資産の部合計	2,070,388	負債及び純資産の部合計	2,070,388

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	11,251
資金運用収益	8,147
貸出金利息	8,078
預け金利息	41
その他の受入利息	27
役務取引等収益	834
損害担保補償料	834
政府補給金収入	146
一般会計より受入	146
その他経常収益	2,123
その他の経常収益	2,123
経常費用	20,627
資金調達費用	8,105
借入金利息	8,078
その他の支払利息	27
その他業務費用	2,750
利子補給金	2,750
営業経費	169
その他経常費用	9,602
補償損失引当金繰入額	9,507
その他の経常費用	95
経常損失	9,376
当期純損失	9,376

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	969,466	△244,186	△244,186	725,279	725,279
当期変動額					
新株の発行	68			68	68
当期純損失		△9,376	△9,376	△9,376	△9,376
当期変動額合計	68	△9,376	△9,376	△9,308	△9,308
当期末残高	969,534	△253,562	△253,562	715,971	715,971

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号令和元年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号令和元年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号令和元年7月4日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号令和2年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。

なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1百万円

4. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(35,882件)	472,557百万円
補償損失引当金	25,652百万円
差引額	446,905百万円

5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	969,466,000,000	68,000,000	—	969,534,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 68,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させ

ており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させているほか、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	742,410	742,586	176
(2)貸出金	1,327,740	1,339,250	11,510
資産計	2,070,150	2,081,836	11,686
借入金	1,327,740	1,346,725	18,985
負債計	1,327,740	1,346,725	18,985

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりであります。

補償引受残高 472,557百万円
補償損失引当金 25,652百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金(*)	742,410	—	—	—	—	—
貸出金	317,063	613,933	202,828	110,943	73,330	9,643
合計	1,059,473	613,933	202,828	110,943	73,330	9,643

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	317,063	613,933	202,828	110,943	73,330	9,643

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	130,000	130,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	138百万円
勤務費用	7
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	8
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	—
その他	0
退職給付債務の期末残高	154

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	31百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△3
事業主からの拠出額	4
退職給付の支払額	—
その他	0
年金資産の期末残高	32

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	45百万円
年金資産	△32
	13
非積立型制度の退職給付債務	108
未積立退職給付債務	121
未認識数理計算上の差異	△55
未認識過去勤務費用	5
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	71
退職給付引当金	90
前払年金費用	△19
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	71

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	7百万円
------	------

利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	8
過去勤務費用の費用処理額	△1
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	14

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～6.0%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接85.27%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	68	—	—
				政府補給金収入	54	—	—
				資金の受入 ^(注4)	35,000	借入金	1,327,740
				借入金の返済	522,572		
				借入金利息の支払	8,105	未払費用	170
				資金の預託 ^(注5)	900,000	預け金	390,000
				資金の払戻	900,000		

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 0.13%

経済産業省(経済産業大臣) 14.60%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入 36百万円

中小企業庁 政府補給金収入 54百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円73銭

1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

(重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和2年5月19日開催の取締役会決議により、令和2年6月9日付で次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。
新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式10,576,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	10,576,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	10,576,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	令和2年6月9日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの及び「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る危機認定に関する業務の実施に係るもの

第12期末(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	225	借入金	132,977
預け金	225	借入金	132,977
貸出金	132,977	その他負債	76
証書貸付	132,977	未払費用	64
その他資産	73	リース債務	1
未収収益	63	その他の負債	11
その他の資産	9	賞与引当金	3
有形固定資産	1	役員賞与引当金	0
リース資産	1	退職給付引当金	49
無形固定資産	9	役員退職慰労引当金	0
ソフトウェア	3	負債の部合計	133,107
リース資産	0	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	6	資本金	267
前払年金費用	9	利益剰余金	△77
		その他利益剰余金	△77
		繰越利益剰余金	△77
		株主資本合計	189
		純資産の部合計	189
資産の部合計	133,296	負債及び純資産の部合計	133,296

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	273
資金運用収益	198
貸出金利息	198
預け金利息	0
政府補給金収入	75
一般会計より受入	75
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	286
資金調達費用	198
借用金利息	198
営業経費	87
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常損失	12
当期純損失	12

第12期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	267	△65	△65	201	201
当期変動額					
当期純損失		△12	△12	△12	△12
当期変動額合計	－	△12	△12	△12	△12
当期末残高	267	△77	△77	189	189

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
----------	---

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号令和元年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号令和元年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号令和元年7月4日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号令和2年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。

なお、当業務勘定においては社債は発行していません。

- 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	267,000,000	—	—	267,000,000

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行ってならず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	225	225	—
(2)貸出金	132,977	133,085	108
資産計	133,202	133,310	108
借入金	132,977	134,197	1,220
負債計	132,977	134,197	1,220

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	225	—	—	—	—	—
貸出金	11,330	36,237	28,766	28,084	28,199	361
合計	11,555	36,237	28,766	28,084	28,199	361

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	11,330	36,237	28,766	28,084	28,199	361

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	78百万円
勤務費用	4
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	0
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	—
その他	△0
退職給付債務の期末残高	83

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△1
事業主からの拠出額	2
退職給付の支払額	—
その他	△0
年金資産の期末残高	16

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	22百万円
年金資産	△16
	6
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	66
未認識数理計算上の差異	△29
未認識過去勤務費用	2
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39
退職給付引当金	49
前払年金費用	△9
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	5
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	8

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	65%
一般勘定	13%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	3.0%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	資金の受入 ^(注2)	100,000	借入金	132,977
				借入金の返済	11,726		
				借入金利息の支払	198	未払費用	63

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 政府補給金収入 75百万円

2. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円70銭

1株当たりの当期純損失金額 0円4銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

▼ リスク管理債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破綻先債権	4,944	1,273	2,943	9,161
延滞債権	104,517	53,539	451,356	609,413
3ヵ月以上延滞債権	30	720	0	751
貸出条件緩和債権	414,525	19,183	71,802	505,511
合計	524,017	74,717	526,102	1,124,837
リスク管理債権合計／貸出金残高(%)	7.45	2.41	10.35	7.39

(リスク管理債権)

- ・破綻先債権
破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- ・延滞債権
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ・3ヵ月以上延滞債権
3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- ・貸出条件緩和債権
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

▼ 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27,103	3,832	9,920	40,855
危険債権	82,763	51,116	444,484	578,364
要管理債権	414,556	19,904	71,802	506,262
小計①	524,423	74,852	526,206	1,125,482
正常債権	6,515,985	3,038,619	4,580,230	14,134,834
合計②	7,040,408	3,113,471	5,106,516	15,260,397
(①／②)(%)	7.45	2.40	10.30	7.38

- (注) 1. 当公庫は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。
2. 中小企業事業及び3事業合計の合計②は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ・危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ・要管理債権
要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しない債権です。
- ・正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

②令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

③役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

代表取締役総裁

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、特別手当から構成されている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

・特別手当の引上げ(+0.05ヵ月)

報酬の種類	支給基準等	
ア 本俸	本俸月額(単位:千円)	
		本俸月額
	総裁	1,175
	副総裁	1,123
	専務取締役	1,074
	常務取締役	925
	取締役	864
	社外取締役	777
	常勤監査役	801
	非常勤監査役	680
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.200	
ウ 特別手当	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+(本俸月額+特別調整手当月額)×0.2】×支給割合 ^(*)	
(*) 支給割合:年3.40ヵ月		

代表取締役副総裁	同上
代表取締役専務取締役	同上
専務取締役	同上
常務取締役	同上
取締役	同上
常勤監査役	同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和元年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
代表取締役総裁	23,672	14,100	6,752	2,820(特別調整手当)			*
代表取締役副総裁	22,624	13,476	6,453	2,695(特別調整手当)			※
A代表取締役専務取締役	21,655	12,888	6,190	2,578(特別調整手当)			◇
B代表取締役専務取締役	21,655	12,888	6,190	2,578(特別調整手当)			◇
C代表取締役専務取締役	21,655	12,888	6,190	2,578(特別調整手当)			◇
専務取締役	21,950	12,888	6,484	2,578(特別調整手当)			◇
A常務取締役	18,905	11,100	5,585	2,220(特別調整手当)			※
B常務取締役	18,397	11,100	5,077	2,220(特別調整手当)			※
C常務取締役	18,397	11,100	5,077	2,220(特別調整手当)			◇
D常務取締役	5,664	2,436	2,741	487(特別調整手当)		令和元年 6月19日	※
E常務取締役	18,384	10,939	5,257	2,188(特別調整手当)			※
A取締役	17,421	10,368	4,979	2,074(特別調整手当)			◇
B取締役	12,230	8,093	2,519	1,619(特別調整手当)	令和元年 6月19日		※
C取締役	17,184	10,368	4,742	2,074(特別調整手当)			◇
D取締役	17,421	10,368	4,979	2,074(特別調整手当)			※
E取締役	17,184	10,368	4,742	2,074(特別調整手当)			◇
F取締役	17,421	10,368	4,979	2,074(特別調整手当)			※
G取締役(非常勤)	9,324	9,324	0	0(特別調整手当)			
H取締役(非常勤)	9,324	9,324	0	0(特別調整手当)			
A監査役	4,799	2,109	2,267	422(特別調整手当)		令和元年 6月19日	※

B監査役	11,338	7,503	2,335	1,501(特別調整手当)	令和元年 6月19日		※
C監査役	16,137	9,612	4,603	1,922(特別調整手当)			
D監査役(非常勤)	8,160	8,160	0	0(特別調整手当)			
E監査役(非常勤)	8,160	8,160	0	0(特別調整手当)			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
注2:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「**」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。
注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】	
代表取締役総裁	役員報酬は以下の基本的な考え方にに基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。 ①各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。 ②公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。 ③公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。
代表取締役副総裁	同上
代表取締役専務取締役	同上
専務取締役	同上
常務取締役	同上
取締役	同上
常勤監査役	同上
【主務大臣の検証結果】	
役員報酬は上述の基本的な考え方にに基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。	

4 役員の退職手当の支給状況(令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)(千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	前職
代表取締役総裁	該当者なし	年	月			
代表取締役副総裁	該当者なし	年	月			
代表取締役専務取締役	該当者なし	年	月			
専務取締役	該当者なし	年	月			
常務取締役	8,310	4 ^年	1 ^月	令和元年6月19日	1.8	※
取締役	該当者なし	年	月			
監査役	5,890	4 ^年	1 ^月	令和元年6月19日	—	※

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】	
区分	判断理由
常務取締役	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績助案率を決定しており、適正な水準と判断している。
監査役	内部規定の定めに従い、取締役に準じて決定しており、適正な水準と判断している。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしており、今後も継続していく方針である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

②職員の発揮した能力又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

③給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

給与内容は、本俸、グレード給及び諸手当(扶養手当、勤務地手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当及び特別手当)としている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

・本俸月額の上上げ(+0.105%)

・特別手当の上上げ(+0.05ヵ月)

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	令和元年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	4,355	39.1	6,935	5,080	129	1,855
事務・技術	4,355	39.1	6,935	5,080	129	1,855
自動車運転手	—	—	—	—	—	—
在外職員	4	35.8	13,027	11,496	0	1,531
事務・技術	4	35.8	13,027	11,496	0	1,531
任期付職員	12	58.6	3,213	2,976	127	237
事務・技術	12	58.6	3,213	2,976	127	237
再任用職員	183	62.5	4,165	3,489	154	676
事務・技術	180	62.5	4,174	3,496	155	678
自動車運転手	3	63.8	3,600	3,018	94	582

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4:常勤職員及び再任用職員のうち、自動車運転手とは、自動車運転の専任者をいう。

注5:常勤職員のうち、「自動車運転手」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、常勤職員の全体の人員、平均年齢及び令和元年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

①職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	令和元年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,721	49.7	12,535	8,778	129	3,757
指定職相当職員	56	57.3	16,513	11,392	139	5,121
事務・技術	1,665	49.4	12,402	8,691	129	3,711
在外職員	—	—	—	—	—	—
事務・技術	—	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

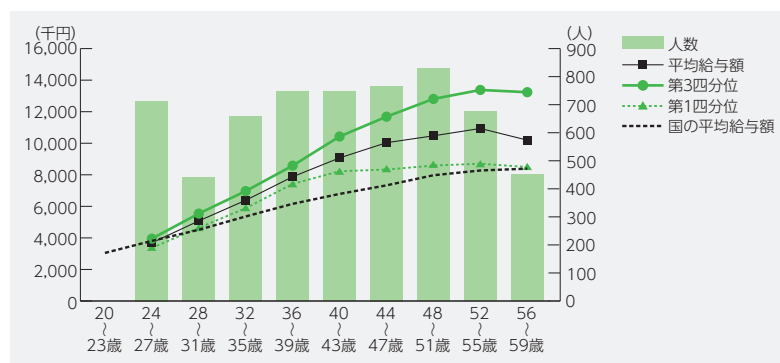
注2:常勤職員のうち、指定職相当職員とは、特に重要な業務を所掌する部長級をいう。

注3:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注4:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注5:年俸制適用者の在外職員のうち、「事務・技術」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、在外職員の全体の人員、平均年齢及び令和元年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、再任用職員を除く。以下、④まで同じ。)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、④において同じ。

③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	年間給与額	
			平均(千円)	最高～最低(千円)
管理職(部長級)	371	54.1	14,461	16,976～12,845
管理職(課長級)	1,294	48.1	11,645	14,568～8,536
非管理職	4,367	39.2	6,796	12,931～2,860

④賞与(令和元年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	100%	100%	100%
管理職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	0%	0%	0%
	最高～最低	0%	0%	0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	0%	0%	0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	100%	100%	100%
	最高～最低	100%	100%	100%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容																																																
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 126.7 ・年齢・地域勘案 127.4 ・年齢・学歴勘案 123.4 ・年齢・地域・学歴勘案 125.6																																																
国に比べて給与水準が高くなっている理由	1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。 ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」 ・農林水産業者に対して民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性 ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力 2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152ヵ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。 3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「125.6」となり、勘案前の「126.7」から「1.1」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。 ①民間金融機関との比較例 <table><tr><th></th><th>年間平均給与(千円)</th><th>平均年齢(歳)</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>8,436</td><td>42.0</td></tr><tr><td>A(都市銀行)</td><td>8,203</td><td>36.9</td></tr><tr><td>B(都市銀行)</td><td>7,715</td><td>38.1</td></tr><tr><td>C(都市銀行)</td><td>7,372</td><td>37.7</td></tr><tr><td>D(地方銀行)</td><td>9,266</td><td>41.8</td></tr><tr><td>E(地方銀行)</td><td>8,037</td><td>42.8</td></tr><tr><td>F(地方銀行)</td><td>7,677</td><td>42.0</td></tr></table> 注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成31年3月期)出所 ②学歴別の人員構成 <table><tr><th></th><th>大学卒</th><th>短大卒</th><th>高校卒</th><th>中学卒</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>91.5%</td><td>8.1%</td><td>0.4%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>58.4%</td><td>12.6%</td><td>29.0%</td><td>0.0%</td></tr></table> 注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成31年国家公務員給与等実態調査出所 ③地域別の人員構成 <table><tr><th></th><th>1～5級地</th><th>その他</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>59.9%</td><td>40.1%</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>56.5%</td><td>43.5%</td></tr></table> 注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成31年国家公務員給与等実態調査出所		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	8,436	42.0	A(都市銀行)	8,203	36.9	B(都市銀行)	7,715	38.1	C(都市銀行)	7,372	37.7	D(地方銀行)	9,266	41.8	E(地方銀行)	8,037	42.8	F(地方銀行)	7,677	42.0		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	91.5%	8.1%	0.4%	0.0%	国家公務員行政職(一)	58.4%	12.6%	29.0%	0.0%		1～5級地	その他	当公庫	59.9%	40.1%	国家公務員行政職(一)	56.5%	43.5%
		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																																														
	当公庫	8,436	42.0																																														
	A(都市銀行)	8,203	36.9																																														
	B(都市銀行)	7,715	38.1																																														
	C(都市銀行)	7,372	37.7																																														
	D(地方銀行)	9,266	41.8																																														
	E(地方銀行)	8,037	42.8																																														
	F(地方銀行)	7,677	42.0																																														
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																																												
当公庫	91.5%	8.1%	0.4%	0.0%																																													
国家公務員行政職(一)	58.4%	12.6%	29.0%	0.0%																																													
	1～5級地	その他																																															
当公庫	59.9%	40.1%																																															
国家公務員行政職(一)	56.5%	43.5%																																															

給与水準の妥当性の検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 8.8%】 (国からの財政支出額 57,109,301千円、支出予算の総額 647,800,963千円：平成31年度予算) 【累積欠損額：貸借対照表上の繰越利益剰余金は△951,080百万円(これにより株主資本合計は5,614,239百万円)(平成30年度決算)】 【管理職の割合 27.6% (常勤職員数6,032名中1,665名)】 【大卒以上の高学歴者の割合91.5% (常勤職員数6,032名中5,518名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 13.2%】 (支出総額466,139,677千円、給与・報酬等支給総額61,336,758千円：平成30年度決算) (法人の検証結果) 給与水準については、上記の高くなっている理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行している。収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。 (主務大臣の検証結果) 日本公庫においては、業務を遂行するに際して、中小零細企業・農林事業者向けの融資、債権管理、回収、リスク管理等に関わる高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため、同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要性がある。 また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成していることも踏まえる必要性がある。 従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて高くなっているものと認められる。 一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。
講ずる措置	【講ずる措置】 令和2年度も民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、平成23年度に導入した現行の人事給与制度を適正に運用することで、人件費の増加を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。また、平成26年4月に総合職と処遇差を設け、転勤範囲を限定した新たな職種である「地域総合職」を導入。既存の総合職職員からの職種転換や新卒採用による「地域総合職」の増加に伴い、人件費の増加が抑制される見込み。加えて、平成25年に大幅に削減を実施した管理職総数について、引き続き適正に管理・運用していくことで、人件費の増加抑制が見込まれる。 【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 現行の人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする。 対国家公務員指数126.7程度、地域学歴勘案125.6程度 【改善策】 上述の通り、現行の人事給与制度の適正な運用、「地域総合職」職員の増加、管理職総数の適正な管理・運用といった措置を通じて人件費の増加を抑制していく。 【給与の目標水準及び具体的期限】 目標水準：126.7程度、具体的期限：令和2年度末(令和2年度においても、上述の改善措置を通じて、令和元年度並の水準となるよう取り組む)

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

- 22歳(大卒初任給)
月額191,300円 年間給与2,869,000円
- 35歳(本部上席課長代理)
月額458,110円 年間給与7,558,000円
- 50歳(本部課長)
月額715,910円 年間給与12,451,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)(令和元年度)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させており、今後も継続していく方針である。

Ⅲ 総人件費について

(単位:千円、%)

区分	平成30年度	令和元年度	比較増減	
給与、報酬等支給総額(A)	61,336,758	61,254,759	△81,999	(△0.1%)
退職手当支給額(B)	6,856,541	5,878,687	△977,854	(△14.3%)
非常勤役員等給与(C)	3,105,347	3,128,619	23,272	(0.7%)
福利厚生費(D)	10,608,732	10,706,521	97,789	(0.9%)
最広義人件費(A+B+C+D)	81,907,378	80,968,586	△938,792	(△1.1%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)～(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 対前年比状況

令和元年度においては、「給与、報酬等支給総額」が前年度比△0.1%、「最広義人件費」が前年度比△1.1%となった。これは、前年度の定年退職者数が多かったこと等による職員構成の変化により給与支給総額が減少したこと、前年に比べ定年退職者数が少なかったことから退職手当支給額が減少(△14.3%)したことが主な要因となっている。

2 人件費削減の基本方針

株式会社日本政策金融公庫については、「経済対策危機」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来たすことがないよう業務を着実に実現する必要があるため、経済対策危機が時限的な措置であることを踏まえ、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件費改革の削減目標(人員数5.0%減)を実現することとしていた。平成25年度までに目標を達成済。

3 役員退職手当の引下げ

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役員退職手当については平成30年1月1日以降、国家公務員の引下げ幅(△3.39%)と同じとなる支給水準の引下げを実施した。

また、職員については、就業規則の変更等を要したことから、所要の手続を経て平成30年4月1日以降、国家公務員の引下げ幅と同水準となる引下げを実施した。

Ⅳ その他

特になし。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事

項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第十一条関係）

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号から第七号までに掲げる資金を除く。）
二	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下この表において同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の規定により指定を受け理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。） イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。） ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。） ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ヲ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林（森林とその土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 タ 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの レ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十一	指定地域（地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十二	食品(飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を提出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)(又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。))に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) (略)

令和2年11月発行

発行：株式会社日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

